

貸切バスの覆面添乗調査を実施します

国土交通省では、運行中の貸切バスに調査員を利用者として乗車させ、法令遵守状況を調査しています。
今年度は、令和4年10月から令和5年2月にかけて実施します。

国土交通省では、貸切バス事業者の法令遵守の状況を確認するため、監査官が営業所に立ち入る臨店監査や、観光地や空港等のバス発着場において街頭監査を実施しています。

上記に加え、実際に運行する貸切バスに調査員を一般の利用者として乗車させ、貸切バスの営業区域が遵守されているか、運転者が適切に休憩を取っているか、交替運転者が必要な場合に確実に交替しているか等についても調査をおこなっており、法令違反等の疑いがある事業者に対しては、国による指導等を実施しております。

1. 今年度の調査予定

- ①調査対象者 : 貸切バス事業者 ※無通告により実施
- ②調査実施者 : 国土交通省が委託した者
- ③実施時期 : 令和4年10月～令和5年2月
- ④調査項目 : 区域外運送の有無、休憩時間の確保、シートベルトの装着の案内や装着の状況、交替運転者の配置状況、など

2. 昨年度までの調査結果

本調査は、平成29年度より実施しており、重大な法令違反の疑いが確認された事業者には監査を実施、その結果、法令違反が確認された2事業者に対し行政処分を行っています。

【問い合わせ先】 自動車局安全政策課 滝田、小林、千葉
代表 : 03-5253-8111 内線 41633 直通 : 03-5253-8566 FAX : 03-5253-1638